

宝塚市生垣等緑化推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例（昭和57年条例第72号）第14条の規定に基づき、自らの居住地に樹木を植栽し、進んで緑化の推進に努める市民に対して生垣等緑化推進助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 壁面 積擁壁、コンクリート擁壁等の面をいう。
- (2) 住宅敷地 市内に存する住居に供するための土地をいう。
- (3) 道路 公道及びこれに準じる通路をいう。
- (4) 生垣設置工事 住宅敷地内の道路に面する部分における生垣の新設を行う工事をいう。
- (5) 生垣の改良 既に設置してある生垣の枝が広がり、道路を著しく侵している場合に、当該生垣を撤去し、新たに生垣を設置することをいう。
- (6) 生垣改良工事 住宅敷地内の道路に面する部分における生垣の改良を行う工事をいう。
- (7) 壁面緑化工事 壁面にツル性植物を植栽する緑化工事をいう。
- (8) 重点推進区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等の区域及び宝塚市震災復興計画に掲げる震災復興促進区域（平成10年宝塚市告示第26号）をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象となる者は、その居住する住宅の住宅敷地において、生垣設置工事、生垣改良工事又は壁面緑化工事を行おうとする者とする。

2 同一住宅敷地に対しての助成金の交付は、一回限りとする。

(助成対象工事)

第4条 助成の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、生垣設置工事、生垣改良工事又は壁面緑化工事で、それぞれ次に掲げる基準を満たすものとする。ただし、当該基準を満たさない工事であっても、接道緑化について、特に効果的で

あると市長が認めるものについては、助成の対象とすることができる。

(1) 生垣設置工事及び生垣改良工事の基準

ア 延長

道路に3メートル以上接していること。

イ 樹高

1メートル以上であること。

ウ 植栽密度

延長1メートル当たり3本以上であること。

エ 樹種

別に市長が定める樹種であること。

オ 植栽方法

道路と住宅敷地との境界線から0.3メートル以上後退して植栽すること。ただし、カイヅカイブキ等の枝の広がりやすいと市長が認める樹種にあっては、境界線から0.5メートル以上後退して植栽すること。

(2) 壁面緑化工事の基準

ア 延長

道路に3メートル以上接していること。

イ 壁面の高さ

1.5メートル以上であること。

ウ 植栽密度

将来、ツル性植物が壁面を覆う状態になる程度の密度で植えること。

エ 樹種

別に市長が定める樹種であること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象工事に要する費用の2分の1以内の額で、予算の範囲内で決定する。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 生垣設置工事の植栽の延長1メートル当たりの助成額の限度額は、7,500円とする。

3 生垣設置工事の助成金の総額の限度額は、重点推進区域にあっては150,000

0円、当該区域以外の区域にあつては75,000円とする。ただし、宝塚市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱（平成31年1月11日施行）第16条の規定による補助金の交付（以下「ブロック撤去補助金の交付」という。）を受けた場合にあつては、当該生垣設置工事を行った住宅敷地が重点推進区域内であるかにかかわらず、助成金の総額の限度額は、150,000円とする。

4 生垣改良工事の植栽の延長1メートル当たりの助成金の限度額は、11,000円とする。

5 生垣改良工事の助成金の総額の限度額は、重点推進区域にあつては220,000円、当該区域以外の区域にあつては110,000円とする。ただし、当該生垣改良工事の実施に当たりブロック塀の撤去が伴う場合は、当該生垣改良工事を行う住宅敷地が重点推進区域内であるかにかかわらず、助成金の総額の限度額は、220,000円とする。

6 壁面緑化工事の植栽の延長1メートル当たりの助成金の限度額は、3,500円とする。

7 壁面緑化工事の助成金の総額の限度額は、重点推進区域にあつては70,000円、当該区域以外の区域にあつては35,000円とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、工事に着手する前に、助成金交付申請（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1） 工事計画図

（2） 現況写真

（3） 工事費内訳書（工事費見積書の写し）

（4） 住民票

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの2 ブロック撤去補助金の交付を受けた場合にあつては、それを証明する書類を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る内容を審査の上、助成金の交付の適否を決定し、その内容を助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は、申請内容に重大な変更が生じたときは、遅滞なく市長に報告し、その承認又は指示を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、必要に応じて助成金の交付決定の内容を変更し、又は交付決定を取り消すことができる。

(工事着手届)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、工事に着手しようとするときは、工事着手届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(工事完了届)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、工事が完了したときは、工事完了届(様式第4号)及び助成金請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 工事完了写真

(2) 工事費請求書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

(工事完了検査)

第11条 市長は、前条の工事完了届の提出があったときは、工事完了検査を行うものとする。

(助成金の確定及び交付)

第12条 市長は、前条の工事完了検査の結果、当該工事が適切であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 助成金の確定額が助成金の交付決定額と同額の場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

(植栽した樹木等の管理)

第14条 この要綱に基づく助成を受けて生垣設置工事、生垣改良工事又は壁面緑化工事を行った者は、植栽した樹木等について、その良好な生育を図るために工事完了後5年以上は積極的な維持管理を行い、植栽した樹木等が道路を侵すことのないよう、剪定等により常に適切な管理を行わなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市生垣等緑化推進助成金交付要綱の規定は、施行日以後に助成金の交付申請を受け付けるものについて摘要し、施行日前に助成金の交付申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月11日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市生垣等緑化推進助成金交付要綱の規定は、施行日以後に申請のあった助成対象工事について適用し、施行日前に申請のあった助成対象工事については、なお従前の例による。

